

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 局に局長、事務所に所長、副所長及び係長を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 係長は、上司の命を受けて、事務所の事務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 局に局長、事務所に所長、副所長、<u>調整主幹</u>及び係長を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>調整主幹</u>及び係長は、上司の命を受けて、事務所の事務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。